

岩手県告示第276号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和2年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 一級河川北上川水系千厩川

2 指定区間

- (1) 左岸 一関市千厩町千厩字四日町23番地先（宮敷橋下流50m地点）から一関市藤沢町増沢字九十村84番7地先（県交通バス停「滝野」から上流200m地点）まで
- (2) 右岸 一関市千厩町千厩字宮敷82番5地先（宮敷橋下流50m地点）から一関市川崎町薄衣字滝野64番4地先（県交通バス停「滝野」から上流200m地点）まで